

令和8年度 就学援助費 費目別支給額表【小学校】

単位：円

学年	支給時期		7月末日頃	9月末日頃	11月末日頃	1月末日頃	3月末日頃	支給合計額
	内 訳	学用品費	4～7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分	年 額
		給食費	4～7月分	9月分	10・11月分	12・1月分	※1 下記参照	保護者負担 相当額は除く
1年		学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
		給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実 費
		入学準備金	53,870					53,870
2年		学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
		給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実 費
3年		学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
		給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実 費
4年		学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
		給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実 費
5年		学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
		給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実 費
		移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 90,000円以内
6年		学用品費	3,300	1,640	1,640	1,640	1,640	9,860
		給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実 費
		移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 90,000円以内
		卒業アルバム費					実 費	実 費
		入学準備金					※2 59,040	59,040
全年 学 年		学校生活管理 指導表作成費	学校生活管理指導表の文書作成にかかった1通あたりの費用 (令和8年度用として作成されたものが対象となります。 学校に対し学務課が調査を行い、確認できたものを対象とします。 そのため、別途申請の必要はありません。)					定額 3,000
		医 療 費	学校病として指定されている疾病の治療費 (『マル子医療証』が適用されない方のみ支給される場合があります。 必ず受診前に、「学校病医療券」を学校で受け取り、医療機関へ提出してくだ さい。)					実 費
特別 学 支 援 費		宿泊訓練費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 90,000円以内
		通 学 費			実 費		実 費	実 費

令和8年度 就学援助費 費目別支給額表【中学校】

単位：円

学年	支給時期		7月末日頃	9月末日頃	11月末日頃	1月末日頃	3月末日頃	支給合計額
	内 訳	学用品費	4～7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分	年 額
		給食費	4～7月分	9月分	10・11月分	12・1月分	※1 下記参照	保護者負担 相当額は除く
		学校行事費	1学期分	2学期分		3学期分		
1年		学用品費	11,530	5,720	5,720	5,720	5,720	34,410
		給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実 費
		入学準備金	59,040					59,040
		学校行事費	2,680	2,680		2,010		7,370
		移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 90,000円以内
2年		学用品費	11,530	5,720	5,720	5,720	5,720	34,410
		給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実 費
		学校行事費	2,680	2,680		2,010		7,370
		移動教室費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 90,000円以内
		修学旅行費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 90,000円以内
3年		学用品費	11,530	5,720	5,720	5,720	5,720	34,410
		給食費	※1 給食費無償化の場合、支給はありません					実 費
		学校行事費	2,680	2,680		2,010		7,370
		卒業アルバム費					実 費	実 費
		体育実技用具費	体育の授業において使用する体育実技用具のうち、柔道着又は 剣道衣・防具一式を購入した場合、在学中に一回に限り支給 (令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に購入し、別途申請された ものが対象となります) 学校が一括レンタルした場合、その費用を支給					柔道→7,650 剣道→52,900 以内実費
全年 学 年		学校生活管理 指導表作成費	学校生活管理指導表の文書作成にかかった1通あたりの費用 (令和8年度用として作成されたものが対象となります。 学校に対し学務課が調査を行い、確認できたものを対象とします。 そのため、別途申請の必要はありません。)					定額 3,000
		医 療 費	学校病として指定されている疾病の治療費 (『マル子医療証』が適用されない方のみ支給される場合があります。 必ず受診前に、「学校病医療券」を学校で受け取り、医療機関へ提出し てください。)					実 費
		宿泊訓練費	実施後、直近の支給時以降					保護者負担相当額 90,000円以内
特別 学 支 援 費		通 学 費			実 費		実 費	実 費

※1 給食費が無償化の場合、給食費の支給はありません。区外校で給食費の徴収がある場合は、**年間分の精算をした後、調整して支給します。**
 ※2 令和9年度の中学校入学準備金を中学校入学前の3月に小学校6年生に対して支給します。令和9年3月に受給資格があり、
 国公立の中学校へ入学予定の方が対象です。

(注意)

- 生活保護を受けている場合、下線のある費目のみ支給します。(他の費目は福祉事務所から支給します。)
- 入学準備金(1年生)は、4月認定者のみ支給します。
- 区外校及び国立・都立小学校に通われている方の学用品費については、金額が異なるため3月に差額分を支給します。
- 区外校及び国立・都立小学校に通われている方には、学校行事費を支給します。支給時期は、認定月の直近の支給月に一年分を支給します。
 支給額：1・2年生(1,920円)、3・4年生(3,570円)、5・6年生(4,030円)
- 区外校の移動教室費(小学校5・6年生、中学校1・2年生)、修学旅行費(中学校3年生)は、実費調査後、学期ごとに支給します。

兄弟姉妹がいて、申請者が同じ場合は、その支給
時の支給額の合計金額を一括して指定の口座に振
り込みます。
 ※児童・生徒ごとの振り込みではありません。

振込人名(スギナミックガクムカエンジョビ)